

解散に伴う債権申出公告の回数について（第12次一括法による法改正関係）

問8 今回の改正の概要を教えてください

（答）認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とします（法第260条の28）。

【参考】第12次一括法による改正後の地方自治法（抄）

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

②～④（略）

